

梅ちゃん先生の 法律相談

第14回

「個人情報の取得 ・利用の注意点」

公益社団法人日本照明家協会監事 梅本寛人 (弁護士)

1 個人情報取扱事業者が守るべき 4つのルール

前回のコラム(「梅ちゃん先生の法律相談(第13回)」)において、今般、個人情報保護法の改正により、個人情報情報を1件でも取り扱う事業者は、個人情報保護法の適用を受ける「個人情報取扱事業者」とされ(正確にいうと取り扱う個人情報情報の数の多さにかかわらず、個人情報データベース等を事業の用に供している事業者は「個人情報取扱事業者」となります)、同法の定めるルールを守る必要があると説明しました。

このルールは、大きく分けて以下の4つにまとめられます。

- ①個人情報の取得・利用時のルール(個人情報情報を「勝手に使わない!」)
- ②個人情報の保管時のルール(個人情報情報を「なくさない! 漏らさない!」)
- ③個人情報の提供時のルール(個人情報情報を「勝手に人に渡さない!」)
- ④個人情報の開示請求等への対応(個人情報情報の「お問合わせに対応!」)

今回は、以上のうち、個人情報の取得・利用時のルールについてお話ししたいと思います。

2 取得・利用時のルール

(1) 利用目的の特定

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その個人情報利用目的をできる限り特定しな

ければなりません(個人情報保護法第15条第1項)。どの程度の「特定」であれば良いかという点ですが、**できるだけ具体的に特定する必要があります**。例えば「当社の新商品のご案内のため」「当社の商品の配送及びアフターサービスのご案内のため」といった形です。個人情報取扱事業者において、なるべく広い範囲で個人情報を利用したい場合は、想定されるケースをあらかじめ考え、**なるべく多くの利用目的を掲げることが必要**となります。

(2) 利用目的の通知・公表

以上のような形で特定した利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報取得の際に情報提供者本人に個別に**通知**する必要があります(個人情報保護法第18条第1項)。この利用目的の通知・公表の具体的な方法については、法律上特に規定はありません。通知であれば、本人に直接口頭で通知する、書面で通知する、メールの送信により通知するなど適宜の方法で行うことができます。公表に関しては、自社のホームページに掲載する(いわゆる「個人情報取扱の基本方針」などととも個人情報利用目的を掲載した「プライバシーポリシー」のページを設けている事業者も多いと思います。なお、ホームページ内の分かりやすい場所に掲載する必要があります)、店舗・事務所等の事業所に掲示する、申込書等への記載等の方法があります。

他方で、利用目的は通知又は公表することで足り、利用目的について情報提供者本人の同意を得る義務まで

はありません。

なお、個人情報取得の状況から判断して、**利用目的が明らかである場合は、通知又は公表をする必要はありません**(個人情報保護法第18条第4項第4号)。例えば、宅配便サービスを利用する際、配送伝票に氏名、住所等を記載しますが、これは、宅配業者に個人情報を提供していることになります。とすると、個人情報を取得する宅配業者(個人情報取扱事業者)としては、その利用目的を通知又は公表する必要がありそうですが、配送伝票に記載された住所等は、送り先と発送元を知るためのものであることは明らかですから、利用目的は明らかであり、取得の際にわざわざ利用目的を通知又は公表する必要はありません。

(3) 利用目的の範囲内での利用

取得した個人情報は、上記のように**特定した利用目的の範囲内においてしか利用することができません**。特定した利用目的の範囲を超えて利用したい場合は、あらかじめ、情報提供者本人の同意を得なければなりません(個人情報保護法第16条第1項)。もっとも、例外的に、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国・地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼ

すおそれがあるときにおいては、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用することが許されます(個人情報保護法第16条第3項各号)。

(4) 個人データの正確性の確保

個人情報をデータベース化したり、検索可能な状態にしたものを「個人情報データベース等」といいます(個人情報保護法第2条第4項)。そして、「個人情報データベース等」を構成する個々の個人情報を「個人データ」といいます(個人情報保護法第2条第6項)。

個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該データを遅滞なく消去するように努めなければならないとされています(個人情報保護法第19条)。例えば、懸賞品送付のために保有していた応募者の個人データは、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した場合は、利用する必要がなくなったといえ、速やかに消去することが求められます。

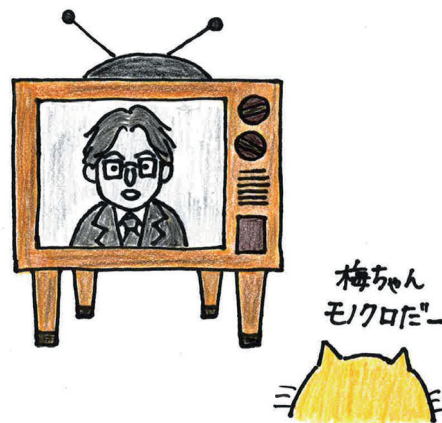
3 要配慮個人情報とは？

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません(個人情報保護法第17条第1項)。

また、個人情報取扱事業者は、「要配慮個人情報」を取得する時は、情報提供者本人の同意が必要です(個人情報保護法第17条第2項)。

この「要配慮個人情報」とは、今般の個人情報保護法改正により初めて導入された概念です。「要配慮個人情報」とは、情報提供者本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令(個人情報の保護に関する法律施行令)で定める記述等が含まれる個人情報のことです(個人情報保護法第2条第3項)。具体的には、次の①～⑪のいずれかの事項が含まれる個人情報は「要配慮個人情報」に該当します。なお、これらの事項を推測させるに過ぎない情報が含まれる個人情報は、「要配慮個人情報」には該当しません(例えば「肌の色」は「人種」を推測さ

2月1日は テレビ放送記念日 です



せるに過ぎず「要配慮個人情報」とはなりません)。

①人種(個人情報保護法2条3項)

「人種」とは民族的・種族的出身を広く意味するものです。なお、単純な国籍や外国人という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まれません。

②信条(個人情報保護法2条3項)

「信条」とは個人の基本的なものの見方、考え方を意味し思想と信仰の双方を含みます。

③社会的身分(個人情報保護法2条3項)

「社会的身分」とは、ある個人にその境遇として固着して、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味します。単なる職業的地位や学歴は含まれません。

④病歴(個人情報保護法2条3項)

「病歴」とは病気に罹患した経歴です(特定の個人が「がんに罹患している」「統合失調症を患っている」等)。

⑤犯罪の経歴(個人情報保護法2条3項)

「犯罪の経歴」とは前科(有罪の判決を受けこれが確定した事実)のことです。

⑥犯罪の被害事実(個人情報保護法2条3項)

「犯罪の被害事実」とは身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味します。

⑦心身の機能障害があること(個人情報保護法2条3項、個人情報保護法施行令2条1号、個人情報保護法施行規則5条)

⑧健康診断等の結果(個人情報保護法2条3項、個人情報保護法施行令2条2号)

⑨健康診断等の結果に基づく指導等(個人情報保護法2条3項、個人情報保護法施行令2条3号)

これは、例えば健康診断の結果に基づき医師により診療、調剤等が行われたことを指します。

⑩刑事事件に関する手続が行われたこと(個人情報保護法2条3項、個人情報保護法施行令2条3号)

⑪少年の保護事件に関する手続が行われたこと(個人情報保護法2条3項、個人情報保護法施行令2条5号)

それでは、例えば、会社が従業員に対して健康診断を実施した場合に、会社が従業員の健康診断の結果を従業員本人の同意なく取得することは問題ないでしょうか？

上記のとおり、健康診断の結果は「要配慮個人情報」に該当します(⑧)。とすると、あらかじめ本人の同意を得なければ取得することはできないこととなります。

もともと、健康診断の結果の取得が「法令に基づく場合」は、たとえ「要配慮個人情報」であっても本人の同意なく取得することが可能です(個人情報保護法17条2項1号)。そして、事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者の雇入れの際の健康診断や定期健康診断の実施を義務づけられていますから、「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意なく健康診断の結果を取得することは可能です。なお、事業者が従業員に健康診断を斡旋しているに過ぎない場合は、法令上実施が義務づけられたものではありませんから、健康診断の結果を本人の同意なく取得することはできませんので注意が必要です。